

講演

アメリカ合衆国における 検察官の証拠開示義務[※]

ブルース・グリーン^{※※}ピーター・ジョイ^{※※※}訳 村 岡 啓 一^{※※※※}

はじめに

- I アメリカ合衆国における証拠開示義務の概要
 - II 検察官の証拠開示義務を改革するための弁護側の取組み
 - III 検察官の視点から見た合衆国の証拠開示義務
 - IV 証拠開示義務の拡大と強化に代わる代替策
- 結論

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第13巻第2号2014年7月 ISSN 1347-0388

※ この講演原稿は、2013年12月17日の日本弁護士連合会主催の検察官倫理に関するワークショップ及び12月18日の一橋大学法科大学院での特別講義において配布されたものである。原文は、Hitotsubashi Journal of Law and Politics 42号（2014年2月号）51頁以下に掲載されている。

※※ 一橋大学法曹倫理教育プロジェクト客員教授。フォーダム大学ロースクール教授。ルイス・シュタイン法と倫理センター長、ルイス・シュタイン教授。

※※※ 一橋大学法曹倫理教育プロジェクト客員教授。ワシントン大学ロースクール教授。ヘンリー・ヒッチコック法学教授。

※※※※ 一橋大学大学院法学研究科特任教授

はじめに

私たちを「検察官倫理」に関する本研修会にお招きいただき、誠に有難うございます。皆様方と一緒にお話できること、特に、日本弁護士連合会のゲストとして本研修会でお話できることを光栄に思います。グリーン教授と私は、村岡啓一教授と一橋大学院法科大学院に感謝を申し上げます。今回の私たちの来日は、文部科学省の支援を受けている検察官倫理に関するプロジェクトに参加するように同教授から要請され日本に招待されたことによります。私たちは、特に、日弁連に対し、私たちの考えにつき皆様方と意見交換できる機会を設けていただきましたことに感謝申し上げます。グリーン教授と私は日本語でお話できないことをお詫び申し上げます。そして、皆様方との意思疎通のために私たちを助けてくれる通訳者の方に感謝申し上げます。

グリーン教授は、以前に、アメリカ合衆国検察官補の職にあり、4年間検察官を務めました。法学教授となってから、グリーン教授は、定期的に検察官の倫理的義務について検察官の教育に携わっています。私（訳者注：ピーター・ジョイ教授）は、法学教授になる前は、開業弁護士であり、民事および刑事の双方を扱っていました。私は、しばしば、公設弁護人その他の弁護人に対し、刑事弁護人の倫理についての教育を行っています。私たちは、皆様方に、刑事事件における証拠開示と検察官の倫理的義務について、検察官および弁護人の考え方をお話したいしましょう。

私たちは、4つの部分に分けて話を進めます。第1部では、私が、アメリカ合衆国の検察官の証拠開示義務の概要についてお話いたします。第2部では、私が、検察官の証拠開示義務を改革するために弁護人が行ってきた取組みについて説明いたします。第3部では、グリーン教授が、検察官の視点から、証拠開示義務について説明いたします。第4部では、グリーン教授が、検察官の証拠開示義務に対する強力な倫理的アプローチを支持し推し進めるための法的強制と専門職の懲戒を超えた取組みについて説明いたします。

I アメリカ合衆国における証拠開示義務の概要

1 合衆国における刑事の証拠開示手続の発展

いかなる国においても、民事訴訟か刑事訴訟かを問わず、どのような訴訟形態であっても、証拠として利用できる資料の収集と吟味という準備を必要とします。これまでの歴史を振り返りますと、その歴史の大半において、合衆国では、民事事件でも刑事事件でも、相手方当事者に対し、証拠となりうる資料つまり法廷で証拠能力を認められる証拠となりうる資料を相互に提供するように求める仕組みはありませんでした。1800年代および1900年代初期の事件では、このように後に証拠となりうる証拠についての情報が欠けていたので、多くの弁護士は、民事および刑事の訴訟を「スポーツ競技」のように考えていました。いずれの側も、相手方に対し、事実審理の前に、将来証拠となる可能性のある資料を提出するように求める権利を持っていなかったのです。証拠開示制度なるものは存在せず、弁護士の中には、事実審理の過程を真実追究の過程というよりもむしろサプライズに満ちたゲームの過程として見る者もいました。

民事訴訟において、この事実審理のアプローチは1938年に変わりました。新たな連邦民事訴訟規則が、相手方当事者から広く資料の開示を受けることのできる両当事者の権利を規定し、それにより、将来予定されている証人の住所・氏名、文書、専門家証人の氏名といった事項、および相手方当事者が証拠として提出することを予定している鑑定結果といった資料が開示されるようになりました。いくつかの州では、新しい連邦民事証拠規則の制定前から証拠開示手続を採用していましたが、多くの州が民事事件において同様の変化を受け入れたのは、連邦レベルで広範な証拠開示規則が採用された後のことでした。

多くの著名な弁護士と裁判官が、刑事事件で審理前の証拠開示制度がないことを批判し、特に、1930年代と1940年代に、連邦と州の双方で民事事件につき広範な証拠開示義務が制定・実施された後に、批判しました。彼らは、事実審理の過程が公正であるために、被告人が検察官の持っている多くの証拠を利用できるようにすべきであると主張しました。そうでなければ、刑事の事実審理は、被告人が法廷で初めて検察側の証拠を知る「不意打ちの場」であり続けることになる

だろうと批判したのです。

典型的な刑事訴追の場合、検察官は、警察の捜査全般にアクセスし、報告書、物的証拠、犯行現場および被害者の写真、物証について実施された鑑定、検察官が法廷に召喚することを考えている証人の供述および訴追の役に立たないので検察官が召喚を予定していない証人の供述のすべてを入手します。被告人が供述した場合、その供述が調書あるいは録音録画により記録されるならば、その供述のコピーが存在します。その供述が録音録画されず、また書面化されていなかったとしても、その供述の警察官の手控えが存在します。共犯者がいるならば、共犯者の供述も存在する可能性があります。しかし、積極的に証拠開示を義務づける規定がなかったので、検察官は、こうした資料や証拠を何であれ弁護側に開示することも閲覧謄写させることも要求されなかったのです。

連邦レベルで、検察官が被告人に対し証拠を開示するよう要求されることになった最初の第一歩は、1946年、連邦刑事訴訟規則第16条が発効した時でした。規則第16条は証拠開示の規定であり、それは、「被告人に、国家が収集した文書の……利用を認める」¹⁾というものでした。より広範な刑事の証拠開示に向けた次のステップは、1957年に、連邦最高裁判所がジェンクス対合衆国事件の判決²⁾を下した時でした。その判決で、連邦最高裁は、「連邦管轄の被告人には、検察側の証人の事前供述が後の事実審理の公判廷証言と関連している場合、弁護人が事前の供述と事実審理の公判廷証言が食い違った際に当該証人を弾劾するためにその供述を利用することができるように、検察側証人の供述を事前に知る機会が与えられる。」と判示しました。ジェンクス判決に呼応して、合衆国議会はジェンクス法³⁾を制定しましたが、それは、証人の供述の開示を、その証人が法廷で証言し直接反対尋問に晒された後まで禁ずるものでした。つまり、ジェンクス法は、弁護側が検察側証人の事前供述へのアクセスを遅らせることにより、連邦最高裁の判決を制限したのでした。また、被告人が有罪の答弁をした場合には、た

1) FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE, Rule 16 (1946).

2) Jencks v. United States, 353 U.S. 657 (1963).

3) Pub. L. No. 85-269, 71 Stat. 595 (1957) (codified as amended at 18 U.S.C. §3500 (2006)).

とえその供述が被告人にとって役に立つものであっても検察官はその供述を開示することを要求されませんでした。

1963年、連邦最高裁判所判事のウィリアム・ブレンナン・ジュニア (William J. Brennan, Jr.) 裁判官が、『刑事訴追：スポーツ競技か真実の探求か?』⁴⁾と題する講演を行ないました。その中で、ブレンナン判事は、多くの被告人が貧しく、依頼者の事件の調査を行う資源に欠ける公設弁護人や国選弁護人の弁護しか受けられないことを指摘しました。当時の法律の下では、被告人の弁護人には、被告人が警察に対して行なったいかなる供述についてもコピーを入手する権利がなく、鑑定結果または物証について行なわれた検査の結果報告書を閲覧する権利もありませんでした。ブレンナン判事は、刑事被告人のために証拠を開示することは無罪推定にとって必要であり、無実の者が有罪とされない可能性を広げることに寄与すると論じました。被告人に対する証拠開示制度がなかったので、刑事の事実審理は、被告人の敗色が濃厚なゲームかスポーツ競技に一層近いものであり続けたのです。

ブレンナン判事は、また、被告人に対して拡大された証拠開示は検察官にとっても同様に有益であると論じました。検察官が、弁護側の主張が受け入れられないものであることを明らかにし、論点を明確にすることによって、弁護人が被告人の有罪を示す証拠を被告人とともに検討するならば、より多くの有罪の答弁がもたらされるだろうと論じました。ブレンナン判事は、被告人に対するより広範な証拠開示の保障とともに検察官に対するこうした利益は、弁護人が広範な証拠開示を利用して偽証という防御方法を編み出すだろうという懸念を補って余りある利益をもたらすと主張したのです。

ブレンナン判事の1963年の講演の数か月後、合衆国連邦最高裁判所は、*ブレイディ対メリーランド州事件判決*⁵⁾を下しました。その中で、連邦最高裁は、「検察官は、当該証拠が罪責または刑罰にとって重要な意義を有する (material) 場合、弁護側からの要求があれば、被告人に有利な証拠を開示する義務を負う。」

4) William J. Brennan, Jr., *The Criminal Prosecution: Sporting Event or Quest for Truth?*, WASH. U.L.Q. 279 (1963).

5) *Brady v. Maryland*, 373 U.S. (1963).

と判示しました。20年以上が経過した後に、連邦最高裁は、*合衆国対バグレイ事件判決*⁶⁾を下しました。その中で、連邦最高裁は、「合理的に考えて、訴訟手続の結果に変化をもたらさう場合には、証拠は重要な意義を有する。」と説明しました。いわゆる証拠の重要性の要件 (materiality requirement) は、検察官において事実審理または量刑手続の結果に影響を及ぼす可能性のある証拠だけを被告人に開示することを義務付けられることを意味します。

ブレイディ判決後、規則第16条は1966年に改正され、刑事事件においてより広い証拠開示が規定された結果、検察官は、被告人からの要求があれば、以下のものを開示しなければならなくなりました。すなわち、書面または録音によって記録化された被告人の自白または供述、身体的ないし精神的状態の検査、あるいは当該事件に関連してなされた指紋照合のような科学的検査または実験の結果ないしその報告書、大陪審の面前で被告人が行った証言記録などです。また、検察官は、弁護側が防御の準備のために以下の証拠が重要であることを証明した場合には、弁護人において、検察官の所持する書籍、書類、文書、有体物を点検し、複写ないし写真撮影することを許可しなければならなくなりました。刑事事件における証拠開示をより制限していた多くの州も、1966年に規則第16条が改正された後になって、証拠開示を拡大しました。規則第16条は、再度改正され、検察官は、被告人に対し、検察側が事実審理で利用する予定のすべての専門家証言の要約調書を開示すべきことが規定されました。

1972年、連邦最高裁判所は、*ギグリオ対合衆国事件判決*⁷⁾を下しました。その中で、連邦最高裁は、「検察官の証拠開示義務は、弾劾証拠についても同等に及

6) *United States v. Bagley*, 473 U.S. 667, 682 (1985). *合衆国対バグレイ事件判決*の10年後、連邦最高裁判所は、*カイレス対ホイットレイ事件判決*において、「問題は、その証拠があれば、被告人において異なった評決を得る可能性が高かったか否かではなく、それがなかった状況で、被告人は公正な裁判を受けたのか否か、被告人が信頼に値する評決をもたらす審理として理解したのか否かである。」と説明した。*Kyles v. Whitley*, 514 U.S. 419, 434 (1995). 開示されなかった証拠が重要性の要件を備えているか否かを決定する際、その提出されなかった証拠は総体として考慮される。(Id. at 436.) 被告人において、「未開示証拠を考慮に入れて有罪証拠を割り引いて考えたならば、後には、有罪とするに足る十分な証拠が残っていなかったということを証明する」必要はない。(Id. at 434-35.)

7) *Giglio v. United States*, 405 U.S. 150 (1972).

ぶ。』⁸⁾と判示しました。弾劾証拠は、検察側証人を弾劾することができる素材、たとえば、証人が証言する誘因となった、起訴の取下げや寛大な刑罰などの約束から成ります。弾劾証拠には、また、証人が警察に対して行なった事前の供述と事実審理における証言が食い違った場合や相互に対立する場合の事前供述も含まれます。弁護人が弾劾証拠を持っているならば、弁護人は、証人の公判廷証言が信用できない理由を示すことができるのです。

こうした連邦最高裁の判例は、検察官が被告人の適正手続を受ける権利を保障するために与えなければならない証拠開示の範囲を明らかにしています。すなわち、罪責または刑罰のいずれかにとって重要な意義を有する証拠および弾劾証拠ということになります。数多くの先例と被告人の適正手続の権利は、検察官が被告人にとって有利な証拠が何であるかを正しく判断することに依存しています。

1990年、ブレナン判事は、証拠開示に関する彼の最初の講演から26年後に、二番目の講演『刑事訴追：スポーツ競技か真実の探求か？ 経過報告』⁹⁾をしました。この講演において、ブレナン判事は、さらに公開されるべき刑事証拠開示制度の進展に言及しましたが、今日の解説者がしばしば繰り返し取り上げるブレイディ対メリーランド州事件の二つの弱点を指摘しました。一つ目は、検察官は重大な意義を有する無罪方向の証拠を開示するように求められるだけであり、検察官が収集したそれ以外の証拠と情報の開示は要求されていないことです。二つ目は、検察官の手中にある情報が無罪方向のものであるか否か、そして、開示しなければならないか否かを決定するのは検察官自身であるということです。

ブレナン判事は、ABAの刑事司法基準(Criminal Justice Standards)が推奨する「完全かつ制限のない証拠開示」に賛成する議論をしました。彼は、これを検察側記録のオープンな開示と述べて、検察官の支配下にあるすべての資料および情報の開示を要求することになると説明しました。この中には、証人のリスト、供述調書、大陪審における証言、共犯者の供述調書、前科記録、鑑定書、および検察官が事実審理で余罪の証拠として法廷に提出するつもりか否かの情報などが

8) *Id.* at 154-55; *see also Bagley*, 473 U.S. at 676.

9) William J. Brennan, Jr., *The Criminal Prosecution: Sporting Event or Quest for Truth?* *A Progress Report*, 68 WASH. U.L.Q. 1 (1990).

含まれています¹⁰⁾。ブレナン判事は、秘密の情報提供者の人物特定を避けるため、あるいは、国家の安全に関連した資料の開示を避けるために、検察官は裁判官に対し保護命令を請求することができると述べました。

2 連邦および州の刑事事件における今日の証拠開示

ブレイディ判決とブレイディ以後の判例は、検察官に一定の証拠の開示を要求しましたが、依然として、合衆国の刑事事件における証拠開示は憲法上の権利ではありません。検察官は、事実審理の前に検察側証人のリストを開示する必要はありませんし、警察の捜査の結果を開示しなければならないわけでもありません。ブレイディ判決は、確かに、検察官は被告人に有利な重大な意義を有する証拠を開示しなければならないという原則を確立しています。そして、規則第16条も、既に見てきたように、弁護側から請求があれば、検察官はある種の証拠と情報を開示しなければならないと規定しています。ほとんどの州は、刑事訴訟規則第16条に従っています。

刑事の証拠開示は合衆国の多くの州では制限されているものの、一部の州や都市では、「オープン・ファイル証拠開示」を採用しています。こうした州や都市では、証人の供述調書および警察の報告書は、事実審理の前に、被告人が利用できるようになっています。ノース・カロライナ州では、2004年以降、オープン・ファイル証拠開示の制度があり、州法によって、検察官は被告人に対し「犯罪捜査または被告人の訴追に関与したすべての法執行機関および検察官補助者の完全な記録」¹¹⁾を利用できるようにしなければならぬとされています。これには、被告人の供述、共犯者の供述、証人の供述、捜査官の手控え、検査や実験の結果、または、捜査中に収集したその他の資料または証拠が含まれます。

ノース・カロライナ州でオープン・ファイル証拠開示が採用される以前は、州の検察官は、死刑求刑事件において、被告人が有罪とされ死刑の宣告を受けた後

10) *Id.* at 11. 証拠開示に関する ABA の刑事司法基準 (Criminal Justice Standards) の最新版は、以下のサイトから入手できる。http://www.americanbar.org/publications/criminal_justice_section_archive/crimjust_standards_discovery_blk.html#2.1.

11) NORTH CAROLINA G.S. § 15A-903 (2004).

に、検察官の記録を公開し、弁護側との間ですべての証拠を共有することが要求されていただけでした。この開示要件が実施されていた7年間に、平均して年1件の死刑事件が、検察官が弁護側に証拠を開示すべきであったのに証拠を開示しなかったことを理由に破棄されていました。特異な或る破棄事例では、17人もの証人が、被告人が別件で留置場に入れられた後に被害者が生存しているのを見たと述べているのに、検察官は、証人の供述調書を弁護側に開示していなかったのです。この破棄事例があったので、オープン・ファイル証拠開示制度が導入されたといえます。

2011年、ノース・カロライナ州はオープン・ファイル証拠開示法を拡大して、開示主体にすべての捜査機関の代理人を含むとしました。その中には、警察または検察庁を代理して情報を収集する公的および私的団体のすべてが含まれます¹²⁾。また、その法律は、証拠の検査および実験から得た予備試験または振り分け試験の結果とベンチノート（作業手控え）をも弁護側に開示することを要求しています。

ノース・カロライナ州、およびオープン・ファイル証拠開示制度を有する他の州では、検察官自身による法令調査や事実審理の準備など検察官のワーク・プロダクトに該当するものは証拠開示の対象から除外されています。また、検察官は、秘密の情報提供者の人物を特定する情報、証人の氏名、住所、生年月日、公開されている電話番号以外の個人情報を開示する必要はありません¹³⁾。

オープン・ファイル証拠開示制度を有する州の一部の検察官は、いくつかの理由から完全な証拠開示に賛成しています。第一に、すべての証拠と情報を弁護側に示すことで、しばしば、被告人が証拠の範囲を認識するので、より一層有罪答弁をすることになります。第二に、オープン・ファイル証拠開示をしていると、ブレイディ判決違反を理由とする上訴をする余地はほとんどありません。どんな検察官だって、一つの事件を二度審理したいとは思いませんし、オープン・ファイル証拠開示のお蔭で有罪判決が確定することにつながるのです。

ノース・カロライナ州、そして他の多くの州でも、刑事証拠開示制度は被告人

12) NORTH CAROLINA G.S. § 15A-903 (2011).

13) NORTH CAROLINA G.S. § 15A-904 (2011).

にも相互的な証拠開示を義務づけています。被告人は、検察官に対し、専門家証人と弁護側証人のリスト、専門家証人による試験や鑑定の結果を提供しなければならず、検察官において、弁護側が事実審に提出することを予定している書証および物証を点検し、写真撮影し、謄写する機会を与えなければならないし、アリバイ、強制、毆、精神異常、精神的虚弱、判断能力の低下、正当防衛、事故、任意または不任意の酩酊などの防御方法を提出する予定であることを通知しなければなりません¹⁴⁾。検察官による情報開示と同様に、弁護側の相互的な証拠開示義務は、事実審理の争点を絞るのに役立つ、不意打ち審理の要素を除去し、刑事の事実審理がより一層真実の探求の過程であることを確実にするのに役立っているのです。

合衆国における民事の証拠開示制度は、刑事事件におけるオープン・ファイルおよび相互的証拠開示制度よりもさらに広範なものです。たとえば、ほんの一握りの州しか、刑事事件で将来証人になる可能性のある人の宣誓供述書を事実審理前に開示することを認めておりませんが、すべての州が、連邦の制度と同様に、民事事件の宣誓供述書の事実審理前の証拠開示を認めているのです。

3 倫理規則上の義務対憲法上の証拠開示の義務

ほとんどすべての州の倫理規則は、検察官に対し、連邦最高裁判所が下した憲法上の適正手続に関する判例または連邦ないし州レベルで採用されている証拠開示規則を超える広範な証拠開示義務を課しています。州の倫理規則は、ABAモデル・ルール（法律家職務模範規則）の規則3.8(d)に依拠しています。それは、検察官に「被告人の有罪を否定しまたはその犯罪の程度を軽減する傾向を持つことが検察官に知られているすべての証拠または情報を弁護側に適時に開示しなければならない。また、量刑手続においては、被告人に有利な情状に関するもので秘匿特権の対象となっていないことが検察官に知られているすべての情報を、弁護側および審判機関に開示しなければならない。」¹⁵⁾ことを求めています。モデル・ルール3.8(d)の文言は、証拠の重要性（material）基準を含んでいないので

14) NORTH CAROLINA G.S. §15A-905 (2011).

15) MODEL RULES OF PROFESSIONAL CONDUCT R.3.8(d) (1983).

す。それゆえに、検察官の証拠開示義務をより限定的なものにした憲法上の義務と対比されることとなります。対比すると、モデル・ルール 3.8(d)の明確な文言は、*ブレイディ／ゴグリオ事件*判決の下で示された法的義務と衝突しているように見えます。

この衝突があるので、ABA の倫理と専門家責任に関する常置委員会は、モデル・ルール 3.8(d)と*ブレイディ／ゴグリオ事件*判決の流れに沿う判例の下で示された検察官の憲法上の義務との関係を審査し、この問題について参考とすべき倫理見解として公式見解 09-454¹⁶⁾を明らかにしました。委員会は、モデル・ルール 3.8(d)の検察官の倫理規則上の義務は、*ブレイディ／ゴグリオ事件*判決の下での義務とは別のものであり、より範囲が広いものであると結論づけました¹⁷⁾。

この見解は、さらに、倫理規則上の義務の方がいくつかの点でより厳しいことを説明しています。すなわち、(1) 証拠の重要性基準は存在しない。(2) 検察官は、たとえ、当該情報が事実審理中の事件の結果を左右するものではないと考えていたとしても、検察官の知るところとなっている弁護側に有利な情報のすべてを開示しなければならない。(3) 証拠の開示は、弁護人が当該証拠および情報を効果的に利用できるように、早い時期になされなければならない。依頼者が有罪の答弁をする前に弁護人において助言をすることができるように弁護人が証拠と情報を入手していることが含まれる。(4) 検察官は、モデル・ルール 3.8(d)を回避するために、この倫理規則上の義務の免除を被告人の権利放棄に求めてはいけない。等々です¹⁸⁾。

検察官が、証人への妨害行為を阻止するためのように、合法的な目的で弁護側に有利な証拠ないし情報の開示を差し控えようとする場合には、同見解は、検察官が開示しなければならない対象を限定する保護命令を裁判所に申請すること、あるいは、「弁護側が、受領した証拠および情報を返還し、その後も守秘義務を維持する合意をすること」¹⁹⁾を助言しています。

16) ABA Standing Committee on Ethics and Professional Responsibility, Formal Opinion 09-454 (2009), 以下のサイトで入手できる。<http://www.nacdl.org/WorkArea/DownloadAsset.aspx?id=17373>.

17) *Id.* at 1-3.

18) *Id.* at 4-7.

2008年、ABAはモデル・ルール3.8を改正して、検察官に有罪判決確定後の証拠開示義務を要求する(g)と(h)の新たな二つの条項を加えました。モデル・ルール3.8(g)は、検察官に対し、「被告人が有罪とされた犯罪を行っていない可能性を示す、新たな信頼できる重大な証拠……」を裁判所に開示することを求めています。モデル・ルール3.8(h)は、「検察官において、被告人が自ら行っていない犯罪について有罪判決を受けたことを明確かつ説得的に示す証拠を知った」場合に、検察官が有罪判決に対する救済措置を採ることを要求しています。

1州が字義どおりに新たな証拠開示義務を採用し、8州が修正のうえこれらの条項を採用しました。さらに8州が新たな証拠開示義務の採用を検討しています。採用されれば、こうした変更は、冤罪が起こった場合に誤判を正すのに役立つでしょう。

モデル・ルール3.8(d)の州バージョンの下での倫理規則上の義務は憲法上の義務よりも広いので、州によっては、州の弁護士会の懲戒委員会が、検察官において憲法上の証拠開示義務を履行している限り、懲戒に付することを拒否しているところもあります。私の知る限り、検察官がより広範な倫理規則上の義務に従っていることを示す研究はありません。

II 検察官の証拠開示義務を改革するための弁護側の取組み

1 弁護側の見方：検察官の証拠開示義務の理想的な範囲

多くの刑事弁護人は、検察官の証拠開示義務の最良の形態はオープン・ファイル証拠開示制度であると考えています。オープン・ファイル証拠開示制度は合衆国の軍事裁判制度に何十年にも渡って存在しており、信頼できる審理結果をもたらしています。州および連邦の検察官の中には、法が要求していないのに非公式にオープン・ファイル証拠開示を実践している者もいます。既に述べたとおり、オープン・ファイル証拠開示は、より多くの有罪答弁を帰結する可能性があり、ブレイディ判決違反を理由とする上訴をさせないことに寄与します。加えて、オ

19) *Id.* at 7 & n. 37.

オープン・ファイル証拠開示は、時として、検察官の事件の構図の弱点あるいは別人が当該犯罪の犯人である可能性を指摘することにつながります。このようにして、オープン・ファイル証拠開示制度は、実際に、無実の人を守り有実の者を有罪とするのに役立つのです。

弁護人は、何年にも渡って、州および連邦レベルの刑事証拠開示規則の変更を求めてきました。第一に求めた改革は、証拠の重要性要件を削除することと手続の早い段階で情報の開示を要求できることでした。加えて、多くの弁護人は、オープン・ファイル証拠開示を求め続けています。

2012年、アラスカ州のテッド・スティーブンス (Ted Stevens) 上院議員が起訴されて有罪となり、おそらくそれが原因で選挙に落選したと思われていますが、その訴追において、連邦検察官が無罪方向の証拠を隠匿していたことが発覚しました。この事件を受けて、連邦法の制定が提案されました。アラスカ州のリサ・マーコフスキー (Lisa Murkowski) 上院議員が、『2012年証拠開示公正法』²⁰⁾を提案しました。その法案は、連邦検察官が、被告人に対し、被告人に有利な情報のすべてを開示することを求めるものでした。提案された法律は、証拠の重要性要件を除外し、検察官に対し、被告人に有利な**証拠**だけでなく有利な**情報**の開示を求めることによって、検察官の法的な証拠開示義務を拡大し、現行の証拠開示の基準が抱える主要な問題を解消する狙いを持っていました。法案は、また、罪状認否手続に入った後遅滞なく有罪答弁に入る前に証拠開示がなされることを要求するものでもありました。合衆国では、連邦管轄事件の被告人のおよそ95%が有罪の答弁をするので、この法案は、その有罪答弁が被告人において十分な情報を得たうえでなされることを保証するものでありました。また、その法案は、事実審裁判官に証拠開示義務の違反に対する救済措置を命ずる権限を与えていました。その救済手段には、義務違反の態様に応じて、手続の延期ないし期日の取消から、不利益効果の有無にかかわらずいずれの場合でも手続を打切ることができる措置までがありました。

合衆国司法省はこの法案の制定に反対し、法案は委員会の採決に付されるには

20) Fairness in Disclosure of Evidence Act of 2012, S. 2197, 112th Cong. (2012).

至りませんでした。後にグリーン教授が説明するように、司法省は、連邦検察官の教育訓練を増やし、連邦検察官が法的な証拠開示義務を履行することを確実にする、より効果的な実務を採用していると主張したのです。将来、この連邦証拠開示法案が再び提案されるかどうかは分かりません。

全体的にみて、刑事証拠開示制度を改革する取組みの成果は、成功と失敗が混在したものとと言えます。連邦レベルでは、40年以上も何ら進展がありません。2003年、「法廷弁護士アメリカン・カレッジ (the American College of Trial Lawyers)」という団体が規則第16条を改正すべきことを提言しました。すなわち、*ブレイディ判決*の判示部分を規則に取り込むこと、被告人に有利な情報の意味と範囲を明確にすること、検察官が情報の探索にあたって適正な評価を行うことを義務付けること、検察官が被告人に有利な情報を開示しなければならない時期を定めることの提言でした。刑事規則に関する諮問委員会は、この要求を4年間にわたって検討しましたが、この間、司法省はこの規則改正に反対しました。2006年、司法省は『合衆国検察官マニュアル (the U.S. Attorneys' Manual)』を改訂し、何が無罪方向の証拠か弾劾証拠かを判断する際、連邦検察官は、広くとらえる見解を採るように推奨しました。2007年、諮問委員会は、改正提案を否決し、司法省に政策の変更を徹底させるため、かつ、連邦検察官の証拠開示義務について、連邦検察官の間に一層の注意喚起が図られたか否かを検討するための時間的猶予を与えました。

2007年以降も、依然として、連邦検察官が証拠開示義務を遵守しなかった事例が数多く存在しています。2010年6月、諮問委員会は、連邦司法センター (the Federal Judicial Center) に、裁判官、連邦検察官、弁護人を対象とする全国的な調査を依頼しました。その調査の内容は、証拠の重要性基準を除外し、かつ、検察官に無罪方向的ないし弾劾的なすべての情報を弁護側に提供することを義務付けるために規則第16条を改正すべきか否かというものでした。裁判官の51%が改正提案に賛成し、弁護人の90%が改正に賛成しましたが、司法省はいかなる改正にも反対しました²¹⁾。

州レベルでは、証拠開示義務をより拡大するための取組みはより成功しており、特に、誤判事例に*ブレイディ判決*の証拠開示義務違反が伴っていたことが明らか

になった後は、そういえます。研究によれば、*ブレイディ判決*の証拠開示義務の違反が最も多い誤判原因の2番目に挙げられています。

州レベルの改革努力に加えて、特定の連邦裁判所でも変化をもたらすための取り組みがあります。たとえば、裁判官の中には、*ブレイディ判決*をより広く解釈し、検察官により多くの情報と証拠の開示を求める命令を出す者もいます。こうした裁判官は、検察官に対し弁護側により多くの情報と証拠の開示を求める根拠として、公正な裁判を確保するための後見的権限に依拠しています。裁判官の中には、より広い証拠開示を求める根拠として、モデル・ルール 3.8(d)、またはそれに相当する州規則に見出される、より広い証拠開示要件を用いている者もいます。2011年、連邦司法センターの報告書は、連邦の地方裁判所管轄区94のうち38地区において、連邦規則第16条よりも広く、無罪方向の証拠または弾劾証拠である資料を弁護側に開示する検察官の義務を成文化した地区規則または服務規律を有していることを確認しています²¹⁾。

限定的な*ブレイディ判決*の証拠開示義務の違反がどの程度生じているのかは誰にも分かりません。1989年から2013年5月までの間に合衆国で判明した1130件の冤罪事例のデータベースを用いて、私（記者注：ピーター・ジョイ教授）は1130事例のうち352件、すなわち、全ての冤罪事例の31%以上に、証拠開示義務違反があるのを発見しました。多くの弁護人、多くの裁判官、そして検察官の一部は、誤って有罪とされた人の数を減らすためには、合衆国の証拠開示制度の改革が必要であると考えています。

改革をもたらす最善の方法についての見解は分かれています。先に述べたとおり、真のオープン・ファイル証拠開示制度は、大多数の弁護人の意見では、最良の解決策であります。加えて、私は、個々の検察庁が弁護側に情報を開示することについての明確なルールを持つ必要があると考えています。検察官が検察側の

21) LAURA HOOPER ET AL., A SUMMARY OF RESPONSES TO A NATIONAL SURVEY OF RULE 16 OF THE FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE AND DISCLOSURE PRACTICES IN CRIMINAL CASES: FINAL REPORT TO THE ADVISORY COMMITTEE ON CRIMINAL RULES, FED. JUDICIAL CTR. 11 (Feb. 2011), 以下のサイトで入手できる。
[http://www.fjc.gov/public/pdf.nsf/lookup/Rule16Rep.pdf/\\$file/Rule16Rep.pdf](http://www.fjc.gov/public/pdf.nsf/lookup/Rule16Rep.pdf/$file/Rule16Rep.pdf).

22) *Id.*

事件の構図を損なうおそれがあるという理由で何かを留保しておきたいと考える場合、このような場合の何かこそ、証拠開示がなされるべき情報ないし証拠の種類であることを検察官に教える必要があります。検察官が証拠開示義務に違反する場合、その検察官が所属する検察庁は当該検察官を懲戒する必要があります。それは、一つの検察庁に良い倫理的文化を生み出すために必要なことです。

論者の中には、もっと多くの弁護士会の懲戒、裁判所侮辱罪、民事損害賠償、さらに悪質な場合には、刑事訴追が必要であると論ずる者もいます。後にグリーン教授が述べるように、テキサス州の前職検察官は、無実の罪で有罪とされ25年間服役したマイケル・モートン（Michael Morton）がDNA証拠によって冤罪であったことが証明された後に、証拠を隠匿した罪で、最近、有罪判決を受けました。これは、合衆国の検察官が証拠を隠匿した罪で有罪となった最初の事件です。

事案によっては、より多くの弁護士会の懲戒または他の種類の制裁が適切な場合もあるでしょう。しかし、私は、30年以上も前にブレナン判事が論じたように、検察官の証拠開示における、証拠の重要性要件の変更がなされない限り、制裁手段だけでは問題を解決することはできないと考えています。警察および検察官は、被告人が有罪であると確信しており、その確信があるがゆえに、検察官は、彼らが所持している証拠および情報の中に無罪を示すものがある可能性があると考えることが難しくなっています。他方、オープン・ファイル証拠開示は、明確であり、曖昧なところがありません。オープン・ファイル証拠開示制度の下で、検察官は、自らが秘密の情報提供者に関する情報や国家の安全に関わる問題など開示を差し控えるべき正当な理由があると考えるのであれば、常に、事実審裁判官に保護命令の発付を求めることができるのです。

検察官の証拠開示義務を明確にするのに加えて、各検察庁において、弁護側に対する証拠開示義務を検察官が履行するのを確実にするために監督する仕組みが必要です。最後に、検察官が開示されなければならなかった証拠を開示しない場合には、現実的な脅威として、検察庁内部における懲戒がなされる必要があります、深刻な違反事例の場合には、他の有権的機関による懲戒がなされる必要があると思います。

Ⅲ 検察官の視点から見た合衆国の証拠開示義務

1 証拠開示義務に関する検察官の公的地位——序論

合衆国の検察官は、自らの証拠開示義務をどのようにみているのでしょうか？そして、検察官は、時折起こる、刑事弁護人、裁判官および立法府による証拠開示義務を拡大するための取組みをどのようにみているのでしょうか？

合衆国の検察官がその仕事について考えていること、あるいは、彼らが日常の仕事を行っているかですえ、正確に知ることは常に可能と言うわけではありません。大部分の検察官の仕事は検察庁の内部で行われ、公衆の目からは遮断されています。法廷で見られる検察官の仕事は、検察官の業務時間のほんのわずかを占めるにすぎません。合衆国の検察官は仕事のある側面では非常に私的な存在であり、意見についても同様です。時として、検察官は、公に議論することは効果的な検察の能力を損なうのではないかと恐れます。時として、検察官は、市民による監視や公的批判を避けようとします。たとえば、検察官は、与えられている裁量権の中で非常に重要な決断をします。これには、ある人がある犯罪で起訴するかどうか、どのような被疑事実で刑事責任を問うか、答弁取引の諸条件をどうするかなどが含まれます。大部分の検察官は、こうした日常的な判断を検察庁の中でどのように行っているかについて明らかにしません。

しかし、検察官の証拠開示義務については異なります。これは、合衆国の検察官が、ここ数年、公的な場で頻繁に議論している問題であります。それは、この問題が、過去10年間に非常に可視的になり大きな論争となっているからです。

被告人が有罪判決を受けた重大事件で、後になって、検察官が被告人の無実を証明するのに役立つはずの重要な情報を隠匿していたことが明らかとなった事例が相次いでいます。DNA鑑定の発展の後、たくさんの被告人がDNA鑑定によって無実であったことが証明されました。こうした事例の多くで、警察または検察官が無罪方向の証拠を弁護側に提供せず、そのために事実審理で使用されなかったことが明らかとなりました。

無実の被告人の中には、長期間刑務所で服役していた者も多く存在します。ある被告人、ジョン・トンプソン (John Thompson) は、死刑判決を受けて多く

の年数を刑務所で過ごし、ほとんど死刑を執行される直前でした。弁護人は、検察官が重要な証拠を開示していなかったことを発見しました。問題となっている犯罪の一つを実行した犯人の血がついている衣類がありました。衣服の血はトンプソンの血液型ではないことを示す血液型鑑定の結果を検察官は所持していたのです。トンプソンは釈放された後、検察庁を相手取って訴訟を提起し、検察庁の違法行為によって自らが被った損害を賠償するように求めました。しかし、連邦最高裁判所は、検察庁を相手に訴訟を提起することはできないと判示しました。

過去数か月の間に、非常に世間の注目を集めた別の事件で、テキサス州の前職検察官であったケン・アンダーソン (Ken Anderson) は、およそ30年前の刑事事件において証拠開示義務に違反したという理由で短期間の実刑判決を受けるとともに法曹資格をはく奪されました。この事件では、マイケル・モートン (Michael Morton) という名前の被告人が、妻を殺害したとして有罪の判決を受けました。検察官は、いくつかの非常に有力な無罪方向の証拠を一度も開示していなかったのです。たとえば、警察は、モートンの3歳の息子が祖母に対して、殺人を目撃したこと、その時、家には父親、すなわち被告人がいなかったことを話したのを知っていました。モートンは、2年前に、DNA 証拠によって無実であることが証明されました。その後、この事件を受けて、テキサス州は、マイケル・モートンの名前を冠した新しい法律を採択しました。その法律は、2014年1月1日から施行されました。それによれば、検察官は、関連性のある証拠すべてを、無罪方向か有罪方向かを問わず、開示しなければならないとされています。

連邦検察官でさえ、彼らは合衆国のエリート検察官とみなされていますが、証拠開示義務違反により逮捕されています。一つの著名な事例では、アラスカ州選出の上院議員テッド・スティーブンス (Ted Stevens) が巻き込まれました。陪審員がスティーブンス上院議員の有罪を認定した後、刑が宣告される期日の前に、捜査官は、検察官が重要な証拠を隠匿していたことを公表しました。その証拠は、検察側の中心的証人の証言を否定するものでした。司法省は、裁判官が上院議員の有罪判決を破棄し公訴を棄却することに同意しました。その後、事実審裁判官が、弁護士を特別捜査官に任命し、なぜ検察官が義務違反を犯したのかの理由を調査し、当該検察官を処罰するか否かについて裁判官に意見を具申するように命

じました。特別捜査官は、500ページを超える長文の報告書を提出しました。それによれば、二人の連邦検察官が、故意に弁護側に重大な証拠を開示しなかったことを認定しております。しかし、報告書は、裁判官がこの非違行為について当該検察官に制裁を加える権限がないと結論づけました。その理由は、当該裁判官が無罪方向の証拠を開示するように、その検察官に対し特定の命令を発していなかったからというものでした。

このような事例を受けて、立法府、裁判所、弁護士会の場合、そして新聞、テレビ、インターネットを通じて、多くの公的な議論がなされています。合衆国の有名な新聞、たとえばニューヨーク・タイムズのような新聞は、検察官の証拠開示義務についての記事や論説を掲載しました。その結果、検察官も、この問題について公的に意見を述べないという姿勢を維持することができなくなりました。検察官は、公的な立場を取らなければならず、公衆に対し、検察官としての責任を深刻に受け止めていることを明らかにする努力の一環として、意見を表明する必要があるのです。これは非常に重要な問題であるので、検察官は、様々な場面で、非公式な形でも議論に参加しております。

合衆国の検察官は、様々な異なる場面で、証拠開示義務について議論しています。検察庁および検察官を代表する組織のいくつかは、証拠開示義務に関する公的な方針またはガイドラインを公表しております。こうした公表は、弁護側に何を開示すべきかにつき日常的に判断をしている若い検察官の業務を統制し、一定方向に誘導することを目的としています。たとえば、合衆国司法省は、他の問題と同様に、この証拠開示問題についての方針を公表しました。地方の検察官を代表する「全米地区検察官協会 (the National District Attorneys Association)」という団体は、会員に対し、同様のガイドラインを提供する本を公刊しました。『正義をなすこと：倫理と民事責任についての検察官のガイド』(Doing Justice: A Prosecutor's Guide to Ethics and Civil Liability) という本で、証拠開示について1章が充てられています。ニューヨーク州の州地区検察官協会も、『正しいこと：検察官のための倫理的ガイドライン』(The Right Thing: Ethical Guidelines for Prosecutors) という冊子を公刊しました。この中にも、証拠開示に関する指針が含まれています。

さらに、検察官は、時々、検察官の証拠開示義務を拡大する弁護人の提案に
答しております。先に述べたように、検察官は、異なった法律および規則に服し
ており、それぞれが検察官の証拠開示義務の違った側面を関心の対象としていま
す。それぞれの法律または規則は、変更されたり拡大されたりすることがあり得
ます。最近、議会は、連邦検察官の証拠開示を拡大することを求める法案を審議
しましたし、いくつかの州の立法府も同様の法案の審議をしました。連邦裁判官
の代表も、検察官は何を弁護側に開示しなければならないかを追加するため、刑
事訴訟手続規則の改正を検討しました。こうした提案に対して、通常、連邦およ
び州の検察官は反対しています。

また、検察官は、時々、個別の刑事事件の手続の中で、法および規則が要求す
る証拠および情報を開示すべきか否かについて論争が生じた場合に、検察官の見
解および内部的な実務慣行について明らかにすることがあります。こうした事件
の中には、連邦最高裁判所で審理されるものもあります。こうした事件において、
検察官は、彼らの見解を述べた簡潔な声明を出しています。

合衆国の検察官は、多くの意見と信条を持っていますが、公式の場ではそれら
を表明しません。しかし、検察官の内心の見解を知る機会はいくつかあります。
なぜなら、検察官の中には、弁護士会の非公式な活動に参加している者もあり、
他の場面では、非公式に弁護士と意見交換をしているからです。合衆国では、検
察官も弁護士会の会員であるために非公式な意見交換があるわけです。検察官は、
民間の開業弁護士、政府職員である弁護士、および裁判官によって構成される統
一的な法律専門職の一部をなしており、これら法律職のすべてが一緒に教育を受
け、統制されているのです。また、検察庁と民間の弁護士会の間の異動もありま
す。たとえば、マンハッタン地区検察官のシー・ヴァンス (Cy Vance) (彼の父
親は合衆国国務長官でありました) は、ロースクールを卒業した後、マンハッ
タンで検察官となり、それから、数年間を、最初はシアトルで、続いてマンハッ
タンで刑事弁護士として過ごした後、2010年にマンハッタン地区検察官に選挙で
選ばれています。検察官は、通常、検察庁以外の場で、進行中の事件について人
に話すことはしません。しかし、一般的に言って、友人や同僚には自分の仕事に
ついて語ります。

しかしながら、検察官の物の見方について理解するには限界があることを認識しておくことが重要です。何千という合衆国の検察官がおります。彼らは、連邦州、地区といった多くの異なった検察庁で働いています。その検察庁には、異なった実務慣行があり、異なった教育があり、異なった方針があります。合衆国の誰一人として、検察官全体について話すことはできません。彼らの経験は様々であり、いかなる論点であっても数千の合衆国検察官の間で共有されている単一の見解といったものは存在しないのです。検察官の証拠開示義務の適切な範囲といった論点についてもそうです。たとえば、テキサス州では、最近、立法者が、マイケル・モートン (Michael Morton) 事件後に、検察官の証拠開示義務を拡大することを決定した際に、一部の検察官はこれに反対をしましたが、多くの検察官は反対しませんでした。それは、彼らが、既に、弁護側に完全な記録を任意で開示していたからです。テキサス州の検察官を代表する団体は、新たな法律について支持する文書を公表しました。その文書は、検察官に「有罪判決を得ることではなく、正義がなされることを見ることである。」という検察官の義務を想起させ、この意味は、「検察官は、被告人の無実を証明する可能性のある証拠を隠匿したり、証人を秘匿したりしてはならない。」ことであるとしています。

さらに、検察官が抱えている関心事すべてを知ることは難しいのです。検察官は、公式あるいは非公式に、ある見解を表明することがありますが、検察官の中には、明らかに、非公式であっても表明しないという見解の持ち主もいるのです。したがって、私たち (訳者注：ピーター・ジョイ教授とブルース・グリーン教授) が、合衆国検察官の物の見方について語ることも全検察官の真実ではないし、完全な描写でもありません。

2 弁護人の議論に対する検察官の応答

有名なブレイディ判決の背後にある基本的な考え方と検察官の証拠開示義務に反対する合衆国検察官はほとんどおりません。原理上は、検察官は、刑事司法過程が公正でなければならないことを理解しています。検察官は、手続が公正であるために、弁護人において依頼者に有効な弁護を提供することができるように弁護側が警察および検察官から一定の証拠を受け取らなければならないことに同意

しています。多くの場合、検察官は、現在の証拠開示義務を受け入れており、これまでも、この義務と共存することを学んできました。しかし、多くの検察官は、これを変更することには反対しています。

弁護人が検察官の証拠開示義務の改革を求めているのに対し、検察官がどのように応答しているのかの点から話を始めましょう。一般的にいて、合衆国検察官は、二つの重要な問いに関して、弁護人に反対しています。すなわち、第一は、「検察官は弁護側にどれくらいの情報を与えるべきか？」です。第二に、「検察官は、弁護側に対し、いつ、情報を与えるべきか？」です。

弁護人の回答は、弁護人は検察官からより多くの情報を得るべきであり、その情報はより早くに受け取るべきであるというものです。検察官の中には、自らがその証拠は重要であると考えた場合にのみ、被告人に有利な証拠を開示する者がいます。その理由は、それが憲法の要求していることのすべてであるというものです。検察官の中には、被告人が事実審理に進んだ場合には見ることのできるすべての証拠を開示する前に、被告人に有罪の答弁をするように説得を試みる者もいます。中には、弁護側に与えなければならない情報を提供する前に、事実審理の前あるいは事実審理の最中、可能な限り時間を稼ごうとする検察官もいます。弁護人は被告人に有利な証拠のすべてを入手したいのであり、これには、検察官が重要ではない、すなわち「重要性 (material)」要件がないと考える証拠も含まれます。弁護人は、同様に、被告人に不利な証拠、すなわち有罪を導く証拠——検察官が被告人の有罪立証のために使用することを考えている証拠——をも求めます。検察官の事件仮説の強度を評価し、不公正な不意打ちがない状態で、それに対応する防御方法を考案するためです。理想的には、検察官は、刑事事件が開始されたならば、可能な限り、検察官の記録にあるすべてのものを渡すべきである、と弁護人は言います。

この立場の弁護側の主張は、シンプルで、直截的で、独立しており、とても説得力があります。合衆国の民事訴訟手続では、当事者が主に金銭を巡って訴訟を行う場合、両当事者は広範に証拠を開示します。公正で信頼できる結果を確保するには証拠を開示することが必要と考えられているのです。刑事事件の場合、個人の自由と評判が危機に瀕しており——そして、時には、生命すら危機に晒され

ます。——そこでは、まさに公正さそのものが要求されるのです。たとえば、民事訴訟で、仮に、国家が被告人を証券詐欺またはその他の詐欺的計画に関与したとして提訴したならば、その被告人は、国家の証明手段を知ることができ、事実審理の前に証人を尋問することができます。同じ被告人が同じ詐欺の事実に基づいて刑事事件で起訴されたと仮定した場合、国家はその事件についてより少ない証拠を開示するので足りるというのでは、いかにも奇妙に思えます。

弁護人は、刑事事件についても、少なくとも4つの理由から、可能な限り多くの情報を可能な限り早く知る必要があると言います。しかし、検察官のある者は、これらの議論の一部あるいは全部について反論しています。

第一。弁護人は、より多くの情報をより早く入手すること、弁護人が被告人に有罪答弁をするか否かにつき良い助言をすることができるように、確実に、有罪の答弁をする前に情報を得られることが必要だと言います。合衆国では、多くの刑事事件は有罪の答弁で終わります。しかしながら、有罪の答弁をするか否か、あるいは事実審理に進むか否かについての弁護人の判断は十分な情報に基づいてなされなければなりません。被告人には事実審理を受ける憲法上の権利があるとはいえ、事実審理を行うことは非常にお金のかかることなので、これはとても重要な判断なのです。合衆国では、刑罰が非常に厳しくて、事実審理を経て有罪判決を受けた被告人は有罪答弁をした被告人よりもずっと重い刑罰を受けます。よくあることですが、検察官と被告人は「司法取引」をします。有罪の答弁をした被告人により寛大な刑罰を科する合意を得る交渉をするのです。有罪答弁をするか否かの判断は、通常、少なくとも部分的には、弁護人の証拠の評価に基づいてなされます。被告人が事実審理に進んだ場合、被告人は有罪の評決を受けるか、無罪放免となるかという判断です。この問いに対する最善の答えを与えるために、弁護人は検察官の証拠を知らなければなりません。そうでないと、被告人によっては、間違った決断をしてしまうでしょう。無実の被告人の中には、事実審での誤判を不必要に心配するあまり、有罪の答弁をしてしまうこともありえます。

一部の検察官は、この目的のために証拠開示が有罪答弁前に必要だという論拠に反対します。彼らは、有罪答弁が公正であるために被告人が知らなければならぬことについて狭い見解を採ります。その検察官はこう言います。「被告人は、

何をやったかやらなかったかを知っている。被告人は、自分自身が有罪か否かを知っている。被告人は、事実審理で何が起こるかを考慮すべきではない。もし、有罪であれば、罪を認めるべきだ。もし、無実であるならば、有罪の答弁をするべきではない。」と。他の検察官は、被告人が検察官の事件立証が強度のものであるか否かを考慮することは正当であると、この点には同意しますが、弁護側は完全に正確な評価を求める必要はないと言います。「有罪答弁の前に、被告人と弁護人にいかに多くの情報が与えられても、被告人と弁護人は事実審理がどういう結末を迎えるかは推測するしかない。証人が何を証言するか、証人がどの程度信頼できるのか、証人が反対尋問にどう答えるのかについて誰も正確に知ることはできないのだ。司法取引について決断をする際に、被告人だけが不完全な情報を持っているというわけではない。検察官も同様に、限られた知識で決断をしているのだ。」と。

第二。弁護人は、事実審理に進んだ場合、弁護人がより良い調査をしてより有効な弁護を準備することができるように、より多くの情報がより早く入手する必要があるといます。これは自明のように思えます。なぜなら、私たちの刑事司法の手続は当事者主義の手続であるからです。その最も基礎にある前提は、両当事者—検察側と弁護側—が、最良の証拠を提出し、それぞれの立場を支持する最良の主張を法廷で行う場合に真実が現れるというものです。しかし、一方の当事者—弁護側—が、最強の事件仮説を提出できないとすれば、真実が現れてくることはありません。合衆国の法制度が民事事件において広範な証拠開示を要求しているのはこうした理由からです。刑事事件では、資源は対等ではありません。そのため、弁護側はより検察側に依存することになります。弁護側は、自力では多くの情報を獲得することができません。警察と検察官は、証人と証拠に対してずっと大きなアクセスが可能です。弁護側は、警察と検察官から有益な証拠および有益な証拠の発見につながる可能性のあるその他の情報を与えられない限り、最強の反論を提示することができないのです。

一部の検察官はこれに懐疑的です。彼らは、弁護側は法が既に認めていることだけで十分であると考えています。「弁護側は、重要な証拠、すなわち『重要性の要件を備えた』有利な証拠を必要とし、それは弁護側固有の真摯な調査によっ

でも得られるものではない。しかし、その証拠が『重要性の要件を備えていない』ならば——それが、無罪放免に結びつかないのであれば——どうして、被告人はそれを必要とするのか？」と。

検察官は、事実審理の前に、証拠が重要性を備えているか否かを判断するのには不適格であると弁護側は答えるかもしれません。すなわち、検察官は、被告人が有罪であると強く確信しており、裁判に勝つことを願っています。したがって、検察官は、自然と証拠を被告人に有利になるかもしれないと見る傾向があり、「それは重要性を備えていない」と言うのです。そして、弁護側はこう言うかもしれません。「事実審理の後に、裁判官も、検察官が開示しなかった証拠が重要性を備えていたか否かを評価するには不適格である。」と。すなわち、裁判官は、有罪判決を破棄して新たな審理を命じなければならない事態を望まないの、裁判官も、同じように証拠を見る傾向があり、同様に「それは重要性を備えていない」と言うのです。それゆえ、真面目に行動し証拠開示義務を履行しようとする検察官も、記録の中に隠れている証拠が彼らの考えているように「重要性を備えていない」と確信を持って言いきることはできないというわけです。また、弁護人は、無実の被告人が誤って有罪とされた事件で、部分的には、検察官が当該証拠は重大性の要件に欠けると善意ではあるが誤って判断し、その証拠を開示しなかったために有罪とされた事件を指摘することもできます。

しかし、これにつき、検察官は極めて稀な事例だと考えます。連邦最高裁の助言は、「もし検察官が、当該証拠が重要性を備えているか否かにつき確信を持っていない場合には、賢明で慎重な検察官は、その証拠を開示するであろう。」というものです。司法省の方針も、この慎重なアプローチを支持しています。検察官は、この助言に従うことで問題を解決できると言います。しかしながら、必ずしもすべての検察官が、法の許容する以上の証拠を開示することを教えられてきたわけではないことに留意すべきです。先に述べた、ジョン・トンプソン (John Thompson) が関わった連邦最高裁の事件では、ニューオリンズの検察官は、彼のいた検察庁では、「法が要求する証拠だけを開示しそれ以上は開示するな」と教育してきたことを認めています。同様に、ニューヨーク州の検察官を対象とする倫理教育マニュアルは、検察官に証拠開示の法律に従わなければならないと告

げていますが、法が要求する以上の証拠を開示することによって義務違反の過誤を回避することについては、何も述べていません。

第三。弁護士は、検察官が現行法の下で開示責任を遂行するとは思えないと言います。時に、それは、検察官にとって適用法律がないことによります。しかし、しばしばみられるのは、現行法が複雑であることによります。またしても、問題は、被告人に利益な証拠が「重要性を備えている (material)」場合にのみ弁護側に提供されなければならないという証拠の重要性要件にあります。時々、検察官は、情報が「重要性を備えている」か否かを判断し、それを開示しなければならないか否かを決断することに困難を覚えます。検察官は、疑問がある場合には、弁護側に情報を与える方向で判断せよと教えられていますが、検察官の中には、その助言に耳を貸さない者もおります。弁護士は、弁護士が必要とする証拠は何であれ受領を確実にするために、法は検察官にもっと多くの証拠開示を要求すべきであると主張します。

検察官はこれに反対です。検察官は言います。すなわち、「何十万もの刑事事件があるが、裁判所において検察官が重要な証拠を隠匿したと認定したことはほとんどない。それは、ほとんどの検察官が良心的で法に従っているからだ。」と。弁護士は、公になっていない多くの証拠開示義務違反があると主張します。どちらが正しいかを判定する方法はありません。これは、検察官と弁護士がそれぞれ異なった証明されていない前提に立って異なった見方をしている例の一つです。

第四。そして最後に、弁護士は、検察官が記録を閉ざすのには正当な理由がないと主張します。それゆえ、いかなる疑念もよりオープンな開示の方向で解消されるべきだと言います。「被告人が情報を得てより良い判断をなすうように、つまり、事実審理で真実が明らかになるようにするためにという理由で、あるいは、検察官が現行法を遵守するには困難があるからという理由で、オープンな証拠開示が必要だと言えるかと問われれば、おそらく、確実なことは言えないだろう。しかし、オープン・ファイル方針によっても何も実害は生じないのだから、こうした問いについて研究し議論をする必要はない。」と。

一部の検察官、特に連邦検察官は、これに反対します。次に掲げる理由のとおり、検察官の公的な立場は、記録をオープンにすることは単に不必要であるにと

どまらず、それは危険であるというものです。

3 より広範かつ早期の証拠開示の害についての検察官の公式見解

検察官の公式声明の中で、検察官は、より広範な、または、より早い段階での証拠開示を要求した場合に生ずる3つのタイプの害悪に焦点を合わせています。第一は、公衆の安全に対する害悪、第二に、真実探求の過程に及ぼす害悪、第三に、行政上の負担と費用です。

第一。検察官は、公衆の安全について説明しています。これは非常にドラマチックです。たとえば、法務副総裁 (Deputy Attorney General) は、2012年、議会で2012年証拠開示公正法の提案に反対の証言をしました。この法案は、たとえば、検察官が当該証拠は「重要性を備えていない」つまり重大ではないと考えたととしても、検察官に被告人に有利な証拠すべてを開示することを要求するものでした。既にジョイ教授が述べたように、この法案の提出者は、検察官の非違行為の犠牲者となったテッド・スティーブンス議員の同僚であったアラスカ州選出の上院議員でした。証言の際、法務副総裁は、スティーブンス議員に対して起きたことが言語道断であったことに同意しました。しかし、「もし刑事被告人がより多くの証拠を得た場合には、弊害が生ずるだろう。」と述べたのです。すなわち、「被告人とその仲間はその情報を用いて証人に対し復讐し証人を威嚇するだろう。証拠開示は、被害者および証人のプライバシーの侵害をもたらすだろう。証拠開示は、進行中の犯罪捜査の妨害となるだろう。重大な国家の安全上の利益に対する脅威とさえなるだろう。」と。法務副総裁は、証人およびその家族がギャングと暴力団系麻薬組織の関わる事件でそのグループの一味に殺された数件の強力な実例を挙げました。

証人と被害者が危害を受けたり威嚇されたりする事件があることを誰も否定いたしません。しかし、いくつかの点で意見が一致しないのです。被害者および証人に対する危害といった公衆の被害はどの程度頻繁に起こっているのか？ 仮に暴力的組織が既に被害者と証人を特定できている場合に、検察官がより多くの証拠を開示したからといって、こうした被害は増加するのだろうか？ 特定の犯罪の事件、すなわち危険のある一定類型の犯罪を特定し、その後、こうした事件で

証拠開示を限定することによって、公衆を守ることは可能なのか？ 少数の事件に被害の危険があるからといって、それは公正な手続を受ける被告人の利益を凌駕するのか？等々です。弁護士は、検察官が記録をオープンにしている州や郡では、結果として公衆が被害をこうむったという証拠はないことを指摘します。また、弁護士は、国家の安全に関わる秘密の情報を開示することを阻止する手段、および、証拠開示によって生ずる恐れのある他の害悪を阻止する手段が既に整備されていることも主張しています。

第二。検察官は、より多くのより早い段階での証拠開示は真実探求のプロセスを強化するのではなく、むしろ損なう可能性があるとして主張します。それは、被告人と弁護側証人の中には虚偽の証言をする者がいるからです。もし彼らが事前に検察側の証拠を知れば、もっと容易に検察官の証明と矛盾しない虚偽のストーリーを生み出すことができるからです。この懸念は、連邦検察官が事実審理の始まる前には証人の氏名と住所の開示を要求されていないことの理由を説明するのに役立ちます。

第三。より広範かつ早期の証拠開示は、費用がかかるとともに、検察官、警察、および検察官と一緒に働くその他の捜査官にとっての負担になり得ます。証拠開示法制の下では、被告人が事実審理に進んだ場合には、検察官は警察から証拠を取り寄せなければなりません。その後、検察官は、弁護側に渡さなければならない証拠を判断するために証拠を吟味します。これには時間を要し、余計なことに煩わされたくない警察との間でしばしば紛争を生じさせます。現在、ほとんどの事件では負担は避けられています。というのも、ほとんどの事件は、検察官が証拠を開示する前に有罪の答弁で終了するからです。仮に、被告人が有罪の答弁をする前に検察官が証拠を開示しなければならないとすれば、検察官の作業量は増加するでしょう。

また、検察官は二次的な負担の発生についても確認しています。すなわち、検察官が証拠開示義務を果たしたか否かについて個々の事件で争わなければならないことの時間と費用です。一部の検察官、特に、州の検察官は、原理上、現行法が定める以上に弁護側がより多くの情報を入手すべきことに賛成しています。これらの検察官の中には、法律は要求していないにもかかわらず、弁護側に記録を

全面的に開示している者もいます。しかし、こうした検察官でさえ、記録をオープンにすることを要求する法律への変更には反対しています。現在でも、検察官が証拠開示義務を履行したか否かについて、事実審理の前、途中、事後を通じて、頻繁に論争があります。検察官は、より多くの証拠の開示を要求する法律が、さらに多くの法廷での紛争をもたらすのではないかと心配しているのです。

重要なことは、より広範な証拠開示と想定される害悪とのバランスをいかにとるかということです。弁護人は、民事事件でも、より多くの情報を得た当事者が虚偽の証言をするという同じ危険があること、あるいは、当事者およびその代理人弁護士が証拠開示義務を履行したか否かにつき、法廷で不必要な議論をする例があることを指摘します。民事事件では、それでもなお、広範な証拠開示は正当化されると考えられています。手続的正義はより広範な証拠開示を通じて実現されるからです。弁護人は、刑事事件においても同じことが真実と考えるべきであると言います。しかし、一部の検察官はこれに反対です。

4 検察官の非公式見解

検察官は、多くの関心事と信条を持っていますが、それは必ずしも、証言や公刊物の中で、公にかつ公式に述べられることはありません。これらの関心事のいくつかは、検察官の声明や文書の中に黙示的に示されています。いくつかは、私的な非公式の会話の中に表れてきます。

第一。検察官の中には、検察官の証拠開示義務は、それが決まりであるとしても、被告人には同様の義務がないので不公平であると考えている者がいます。被告人は、法廷で証言をするか否か、またはどのように証言するかを事前に開示する必要があります。被告人の証拠開示の義務は最小限のもので、たとえば、いくつかの州では、事実審理の前に、被告人はアリバイ証人の氏名を提供しなければなりません。被告人は、法廷に提出する予定の書籍、記録、物証を開示しなければなりません。そして、被告人は、弁護側が依拠する鑑定結果や精神状態の診断結果の報告書の写しを検察側に渡さなければなりません。検察官は、弁護人はこうした最低限の義務ですら誠実に守らないと不満を述べます。検察官の中には、自己の証拠開示の負担を増やすことは不公平を増大させるだけだと考えてい

る者もいます。

ここでは、弁護人の論拠である民事司法と刑事司法の比較が成り立っていません。民事事件では、両当事者は同一の義務を負います。証拠開示は相互的です。すなわち、両当事者が、対等に相手方と与え、相手方から受け取ります。対して、刑事手続では、一般的に言って、相互対称的なものは何もありません。検察官には、捜索を実施し、被疑者を逮捕し、取調べを行うことのできる警察から情報を入力できるといった、いくつかの有利な面があります。検察官には、より大きな捜査資源に付随して、より大きな証拠開示義務が認められるといった不利益な面もあります。しかし、検察官は、証拠開示を、必ずしも、より大きな権限に伴う公正な責任としては見ていないのです。

第二。多くの検察官は、原理上、自由な証拠開示を支持することができますが、検察官の証拠開示義務を拡大する法律には依然として反対します。彼らは、立法府が制定する新しい法律、裁判官が採用する刑事訴訟規則、専門職倫理の新たな規則、あるいは憲法をより規範的に解釈する裁判所の決定には反対します。検察官は、検察官にすべきことを命ずる法律を望みません。検察官は、決定を検察庁内部の方針または検察官個人に委ねられることを望むのです。

私たちは、既に、検察官がより広範な証拠開示に反対する理由の一つを述べました。すなわち、証拠開示義務を定めた法律は、検察官が法律に違反したか否かについての訴訟をもたらすという理由です。検察官が法律ないし規則に違反した場合、検察官は裁判所あるいは他の機関によって制裁を科されることがあり得ます。先に述べた、実刑を受けて法曹資格をはく奪されたテキサス州の検察官は、異例で稀な例です。しかし、そうはいつでも、検察官は、たとえ意図しない間違いであったとしても、それを理由に処罰されるのではないかと心配しています。検察官は、こうした懸念があるので、必要以上に慎重な対応をとる結果、業務に支障を来すことがあると言います。さらに、検察官は、一般的に言って、検察官の独立と自己規律の方を好みます。それゆえ、彼らは、法律が何を言おうと、検察官になすべきことを命じるいかなる法律にも反対する傾向があるのです。

また、検察官は、すべての事件で開示しなければならないものを、法律が複雑すぎず注文が多すぎないように、正確に規定する法律を作ることは困難ではない

かと心配しています。検察官は、彼ら自身でより良い公正な判断をなしうると考えています。すなわち、被告人の証拠に対する必要性和公衆の被害の回避などより少ない証拠開示を正当化するその他の利益のバランスを図るという判断です。

第三。検察官の中には、より多くの証拠と情報を開示することによって罪を犯した被告人を有罪にすることがより困難になると考えている者がいます。もちろん、被告人には検察官に合理的な疑いを超えた証明をさせる権利がある、そして、被告人には合理的疑いの存在を示そうと試みる権利があると弁護人は応答するかもしれませんが。仮に、証拠が合理的な疑いを証明するのに役立つのであれば、それこそが、弁護側が必要とし、検察官が開示しなければならない証拠であると。しかし、一部の検察官は、熟達した弁護人が、実際には信用性に欠ける、あるいは額面通りには受け取れない証拠を取り上げて、それを用いて、実際には合理的ではない疑問を提起することができるのではないかと危惧しています。この懸念は、陪審に対する若干の不信と陪審の判断を適切に導く仕方です。手続をコントロールする裁判官の能力に対する不信を示しています。同時に、この見解は、一部の若い検察官の中に、弁護人の能力に対する余りにも過大な怖れがあると同時に、自らの能力に対して余りにも過小な自信しかないことを反映しているのかもしれませんが。最後に、この見解は、一部の検察官が、どの被告人が有罪であるかを判定する自らの能力に非常な自信をもっていること、および、こうした検察官が、事実審理はこの罪責判断に重要な役割を果たしていないと考えていることを反映している可能性があります。

IV 証拠開示義務の拡大と強化に代わる代替策

合衆国の検察官の証拠開示義務をめぐる議論の多くは、法律の改正に焦点を合わせています。たとえば、テキサス州では、既に述べたように、最近になって、州の立法府が検察官の義務を拡大しました。同様に、議論の多くは、現行法の強化に焦点を合わせています。一般的に、検察官は良心的であり、彼らが義務違反を犯す場合も、過失で行うのであり、故意に基づくものではないことは了解されています。しかし、やはり、中には、故意に義務違反をする「不良検察官」もい

ます。彼らは、非違行為を行った当の裁判所によって制裁を受けることがあります。あるいは、彼らは、法律家を規律する権限を有する懲戒機関によって制裁を課されることもあります。すべての合衆国検察官は、法律実務を行う資格を付与した州の裁判所の定めた規則に服する法律家であるからです。弁護人は、一般的に言って、少なくとも最近まで、裁判所は検察官を規律することおよび懲戒することについて立派な業績を残してこなかったと考えています。最近のテキサス州の事例は、これが変化するかもしれないことを示しています。

しかしながら、議論のすべてが法律の拡大と強化についてなされているわけではありません。被告人が、十分な情報を得て判断するため、および、公正な裁判を受けるために、必要な証拠と情報を受け取ることを確実にする他の方法についても、多くの議論がなされています。この議論は二つの基本的な問いに焦点を合わせています。一つ目は、法が検察官に開示を求めている証拠と情報を超えて、被告人が必要とする情報を入手することを確実にするため、「法律の変更以外に、何をなすべきか？」という問いです。二つ目は、検察官が現行法の義務を遵守することを確実にするために、「裁判所が不良検察官を処罰する以外に、何をなすべきか？」という問いです。こうした議論から二つのテーマが浮上してきました。

1 検察官の裁量

合衆国の検察官が、弁護側により多くの情報を開示することを要求する法改正に反対する際、検察官は、さらに開示する情報の判断を検察官の裁量または的確な判断力に委ねるべきであると主張しています。検察庁は、ある種の犯罪については、証拠開示により寛容であることがあります。たとえば、ニューヨーク市のある検察庁は、ほとんどの事件でオープン・ファイル証拠開示の方針を採っていますが、暴力犯罪の事件は除外しています。個々の検察官も、法の要求以上の証拠を提供するか否かを事件に応じて判断しています。合衆国司法省は、連邦検察官が法律の要求以上の情報を与えることを選択できるという考え方を強力に支持しています。

このアプローチは、検察官が公正な判断を下していると皆から信頼されている場合には、好都合です。これは、検察官に対し、広範な証拠開示が証人や被害者

に対する危害またはその他の想定される害悪といった危険をもたらすか否かに応じて、異なった範囲の情報を開示することを認めます。また、判断の一部を検察官の裁量に委ねることは、この論点をめぐる訴訟を減らすことにもつながります。

追加的な証拠開示を検察官の裁量に委ねるべきであるという考え方については、大きな論争を呼んでいます。弁護人は、多くの検察官が現行法を遵守していることについても信頼できないと述べます。したがって、法の要求以上に証拠を開示することを検察官に期待することは非現実的だと主張します。

もちろん、問題は、余りにも多くの合衆国検察官が異なった態度とアプローチを採っていることにあります。多くの検察官は、既に、任意でファイルを開示しています。他の検察官は、法が要求するほんのわずかな最小限度の開示しかしていません。検察官の裁量に対する判断を信頼することは、ある者にとっては適切なアプローチですが、他の者には不適切ということでしょう。

2 内部的な規則

検察官が証拠開示法令のより厳格な強化に反対する場合、検察官は、内部的な規則の重要性を強調します。既に述べたように、検察官は、しばしば、非公開の検察庁の中で何が行われているかを議論することには消極的です。しかし、証拠開示問題については、検察官は、公衆のプレッシャーの下にあり、個々の検察官が法の要求を確実に遂行する内部的な方針と手続を持っていることを公衆に納得させる必要があります。最近の議論から、良い内部規則制度を構成する要素のいくつかが分かってきました。

内部の方針。一つの繰り返されるテーマは公式の方針の必要性です。合衆国司法省は、検察官が弁護側にどのように証拠を開示しなければならないかについての方針を公表しました。いくつかの州および地区の検察庁は、同様に、書面化された方針を持っています。とはいえ、そうした方針が公にされているところはほとんどありません。その方針の内容如何によって、法令遵守の幅を大きくする方向で証拠開示を推進してよいか否かが分かります。連邦のガイドラインは、検察官が証拠開示において寛大であることを推奨しています。連邦検察官による著名な違反事例は依然として存在していますが、このアプローチは、義務違反の危

険を減少させるように思われます。しかしながら、方針の中には、それほど寛容ではないものもあります。ニューオリンズの検察官の方針は、トンプソン事件で明らかになりました。ニューオリンズの検察官は、部下の検察官に法が要求する範囲のものだけを開示するように指示していたことを認めました。これでは、おそらく、必然的に、一部の検察官は法的な義務を誤解し、誤って証拠を開示しないことになるでしょう。

内部の手続。もう一つのテーマは、検察官が自らの義務を認識し遵守することを確実にする内部的な手続の必要性です。いくつかの手続が確認されています。

第一：教育。ニューオリンズの事例では、その検察庁において検察官の法的義務と履行方法について検察官の教育がなされていなかったことが分かりました。検察庁は、所属する検察官がロースクールにいる時に検察官として知っておくべき必要なことを学んできたか、あるいは、検察官が知っておくべきそれ以外のことを自学自習して習得したものと前提に立っていたのです。しかし、この前提は現実的なものとはいえません。対照的に、テッド・スティーブンス上院議員の事件の後に、司法省は、大掛かりな全国規模の教育プログラムを開始し、その役割を担う担当者を任命しました。

第二：記録保存とチェックリスト。検察庁の中には、検察官が証拠開示をする際に充足しなければならないチェックリストを考案したところもあります。その様式は、検察官に自らの義務を想起させ、その義務を遂行するにあたってのガイドラインを提供しているのです。

内部規則と監督。弁護士は、検察官が証拠開示義務を真剣に受け止めていない場合、その理由の一部として、規則と監督が十分ではないと考えています。論者の中には、監督者は、検察官が証拠開示義務を履行していることを確実にするために、検察官の証拠開示事例の抜き打ち監査を行うべきであると提言する者もいます。義務違反が起こった場合、そして、故意に基づく義務違反が行なわれた場合には、確実に、その検察官の所属する検察庁が、適切な救済措置ないし懲戒手段を講ずるべきです。これはいつも起こることとは思えません。『プロピュブリカ (propublica)』というオンライン報道ジャーナルは、最近、ある記事を公表しました。それによりますと、何人かのニューヨークの検察官が証拠開示義務に

違反しましたが、何らの制裁を受けなかった。それどころか、彼らは昇進していたということです。

3 裁判官の役割

最後に、裁判官が非違行為をした検察官を処罰する可能性を別にして、検察官の証拠開示義務の遵守を促進させるうえで裁判官の役割が議論されています。合衆国では、裁判官は、手続が公正であることを保証するために刑事事件を監視する重要な責任を負っています。裁判官は、自らが選択さえすれば、証拠開示手続を監視する権限があります。伝統的に、裁判官は、検察官が自らの証拠開示義務を認識しその義務を履行しているものと単純に検察官を信頼していました。しかし、一部の裁判官は、証拠開示義務が履行されることを確実にするために、事実審理の前にヒアリングを実施しています。テッド・スティーブンス事件の後、一部の弁護士は、事実審裁判官が検察官に対し証拠開示法令を遵守するように特定の指示をすることを求めています。故意に裁判官の指示に違反した検察官は、後に、裁判所侮辱罪として訴追されることが有り得るからです。

結論

アメリカ合衆国における検察官の証拠開示義務について語りうることはもっとたくさんあります。合衆国で、ここ数年、活発に議論されている問題がこれなのです。私たちは、合衆国の刑事司法手続が直面している課題とその課題克服に向けた方法から皆様方が何かを学んでいただけることを期待しております。私たちは、合衆国において、こうした議論が、法の分野および検察官実務の分野の改善につながっていると考えています。私たちは、来たるべき年には、さらに改善がなされるものと確信しており、合衆国の将来の発展が皆様方の関心事であり続けることを願っております。